

企業会計基準委員会 御中

「収益認識に関する包括的な会計基準の開発」における、貴委員会の活動に敬意を表するとともに、コメント提出機会をいただいたことに感謝申し上げます。

服部 隆 (CMA, CIIA)

「質問 1」について : 財務諸表利用者の立場に基づくもの。

「質問 2」について :

(IFRS 第 15 号の内容を出発点として検討を行っている理由として記載されている第 16 項に関して)

「(1) IFRS 第 15 号と Topic 606 は概ね文言レベルで同一なものとなっており、IFRS 第 15 号の内容を出発点としない場合、国際的な整合性を図ることが困難となること」、及び「(2) IFRS 第 15 号は 5 つのステップにより収益を認識するという特徴を有しており、出発点としては、その体系を評価する必要があると考えられること」、を理由にあげていることには賛同いたします。

しかしながら、「(3) 連結財務諸表の作成にあたって指定国際会計基準や米国会計基準を適用する企業について、個別財務諸表においても同様の内容の基準を用いることのニーズが聞かれること」、については「個別財務諸表にも、指定国際会計基準や米国会計基準を任意適用可能となるよう手当をする」のが最善なのではないでしょうか。

なぜならば、このニーズを完全に満たすためには GAAP 差異調整が全く不要の日本基準を開発する必要がありますが、例えば IFRS 第 15 号の内容を出発点として検討したとしても、その作業は非常に困難なのではないかと考えられるからです。

つまり、(1) (2)を理由に、IFRS 第 15 号の内容を出発点として我が国における収益認識に関する包括的な会計基準を開発することの大前提としては、(3)のニーズを満たすための最善策である「個別財務諸表にも、指定国際会計基準や米国会計基準を任意適用可能となるよう手当をする」、ことに実現可能性がないと予想できている場合、に限られるのではないかと考えます。

「質問 6」について :

・収益認識に関する包括的な会計基準の開発に着手するにあたっては、我が国の現時点におけるコンバージェンスの位置づけや方針等について明らかにしておく必要があるのではないのでしょうか。

IFRS 任意適用企業が急増している現況下においては、国際的比較可能性に優れ高品質である(とされている)IFRS を任意適用することが、国際的企業にとっては最善であり、従来(IFRS 任意適用企業の急増前)と比べるとコンバージェンスの意義や役割は大きく変容し、その必要性も低下していると考えられるからです。

また、実際のコンバージェンス作業を進めていく前に、まずは「個別財務諸表にも、指定国際会計基準や米国会計基準を任意適用可能となるよう手当をする(注)」ことが可能かどうかについて、個別財務諸表にIFRS適用を容認している他国についての先行事例等を参考にしながら、検討実施することを最優先事項とすべきなのではないでしょうか。

<注>IFRS 財団作成の「Pocket Guide to IFRS® Standards 2016 版」98 頁の日本に関する記述によると、

すでに「Separate company financial statements : IFRS Standards are permitted.」と記載されておりますが、

(「Financial institutions」についても同様に「IFRS Standards are permitted.」と記載)

・(「個別財務諸表にも、指定国際会計基準や米国会計基準を任意適用可能となるよう手当をする」ことが実現不可能であると判断され、日本の収益認識基準開発を先行する場合において)

IFRS 第 15 号は、概念フレームワークや IAS 第 1 号など IFRS の包括的枠組や基準を土台に存立しており、また IFRS 第 16 号など他基準とも相互に密接に関連していることから、IFRS 第 15 号のみを日本基準に移植すれば済むものではなく、概念フレームワーク策定や他基準のコンバージェンス等の方針についても、同時に検討する必要があるのではないかと考えます。

以 上